

東尾張病院 地域連絡会議 議事概要

1. 日 時 令和元年10月9日（金）15：00～15：50
2. 会 場 東尾張病院 デイケア棟2階 視聴覚室
3. 出席者 地域住民代表委員9名（4名欠席）、関係機関委員8名（3名欠席）、院内委員8名
4. 概 要
  - ① 院長挨拶
  - ② 事務部長から「東尾張病院地域連絡会議規程改正」について、配布資料に基づき説明
  - ③ 副院長から「対象者の入院状況等」について、配付資料に基づき説明
  - ④ 事務部長から「無断退去対応訓練の結果報告」について、配付資料に基づき説明
  - ⑥ その他質疑応答

【主な質疑等】

〈東尾張病院地域連絡会議規程改正について〉

病 院：第3条一項の地域住民構成員について、今回より、名古屋市大森学区の代表者の方にもご参加頂くため、名簿に加えさせて頂いた。第二項の関係自治体等構成員について、組織変更により愛知県健康福祉部障害福祉課から愛知県保健医療局健康医務部医務課へと改めた。前回より名古屋市守山区総務課の方にもご参加頂いているため、名簿に加えさせて頂いた。また、名古屋市守山保健所から名古屋市守山保健センターへの名称変更を行った。

これまでは地域住民構成員の方へは紙面にて3月中に、関係自治体構成員の方へは4月に入ってから電話にて、それぞれ構成員変更の確認を行っていたが、来年度は全ての方に対し、3月中に紙面にて変更の有無を確認させて頂きたいのでご協力をお願いします。

→一同了承。

〈対象者の入院状況等について〉

委員1：医療観察法で東尾張病院に、現在通院している方はいるのか。

病 院：医療観察法の通院処遇は期限が決まっており、基本的には3年で終了して、どうしても必要な方は2年以内の延長が出来る。愛知県には十数カ所の指定通院医療機関があるが、これまでに数十名の方が東尾張病院で指定通院処遇となり、現在も数名の方が指定通院中である。指定通院処遇終了後も、ほとんどの方が一般患者と同じように当院に通院している。

【機密性 1 完全性 1 可用性 1】

〈その他〉

委員 2 : 病床数は何床か。

病 院 : 33床である。

委員 3 : 無断退去事案発生時に電話連絡を頂くが、対象者の罪状について情報提供して頂けるのか。

病 院 : 対象者は刑務所から逃げ出したという訳ではなく、刑事司法を終えた方なので一般的な犯罪者の扱いにはならない。殺人という対症行為でも、無理心中の様に他人に対する危険性はあまり想定しなくても良い方もいて、罪状だけが一人歩きしてしまうのも問題であるため、全国的に統一されているかどうかは認識していないが、一般的にはお知らせしていないと理解している。

委員 4 : 地域への連絡をこの順番で行った理由を教えてください。この病院に近い地域が後の方になっている。近い地域から順番に連絡すべきではないか。

病 院 : 現在の順番になった理由は把握していないが、ご指摘のとおりだと思う。現行は、まず警察に連絡し、その後、地域住民構成員、関係自治体等構成員の順でということが決まっているのみである。例えば、同じ地区の方4名に続けてかけた後、次の地区の方へかけるのではなく、各地区1人ずつ最初に連絡した方が良いということもあると思うので、検討させて頂きたい。

委員 5 : 昨年、逃走事案があったが、どの段階で警察へ連絡するのか。

病 院 : 院内捜索を行い発見出来なかったので、警察へ連絡を行った。現在のマニュアルでは、医療観察法病棟内を捜索して発見出来なかった段階で、警察へ連絡することとなっている。

委員 6 : 電話での連絡のあり方だが、固定電話と携帯電話の両方の番号を私はお知らせしている。私はほとんど家にいないため、固定電話にかけて頂いてもなかなか出ることが出来ない。人によってニーズが異なると思うが、そこを確認して欲しい。

病 院 : どちらの連絡先へ優先的にかけるかは、先ほど申し上げた3月中に行う確認事項の中で記載して頂くようにしたい。

委員 7 : 学校関係へは警察から連絡が行くのか。

警 察 : こういった事案が発生した場合、緊急注意事案ということで対応マニュアルがある。夜間の場合だと、区役所、市役所、学校の方へも連絡するマニュアルが出来上がっている。最初に警察へ連絡頂ければ、学校の方へ連絡は順次行う。ただ、去年の会

【機密性 1 完全性 1 可用性 1】

議の際には、その点について、一度病院の方で検討される話であったかと思う。

病 院：学校関係は関係自治体の方とお話をさせて頂いたが、なかなか難しいところがあり、警察に連絡網があるのであれば、その連絡網を使わせて頂けると大変ありがたい。

警 察：こういった事案を 110 番等で認知し、本部の方で緊急注意事案に該当するかどうかというのを判断する。ある程度情報を集めたうえで本部の方が判断し、そういう事案に該当するとなれば、それをもって各関係機関へ連絡する。例えば、守山区役所へ夜間に連絡すると、地域力推進室、民生こども課等へ連絡が入る。尾張旭市役所だと市民活動課、保育課、教育委員会等へ連絡が入る。守山区内の学校は名古屋市教育委員会の管轄であるが、守山区役所に連絡したら名古屋市教育委員会へという風にはならないので、別に守山区の幹事校が決められており、その幹事校の校長先生に連絡する。なので、こういった事案の場合、警察として連絡するのは、区役所、市役所、守山区の幹事校の 3 箇所である。そこから、それぞれ連絡して頂く。

委員 7：パトネットが一番早いのではないか。

警 察：第一に電話でこういう事案が発生しているので各課に連絡をしつつ、パトネットで地域住民の方にお知らせして、といろんなことを平行して、可能な限りとにかく地域の方に情報が伝わるように行う。

ただ、パトネットはメールになる。例えば、こういうことを夜中の 1 時に認知したとして、パトネットを打つが夜中寝ているときだと気づかれないこともあるかと思う。

病 院：学校関係への連絡については、再度調整させて頂く。

以上